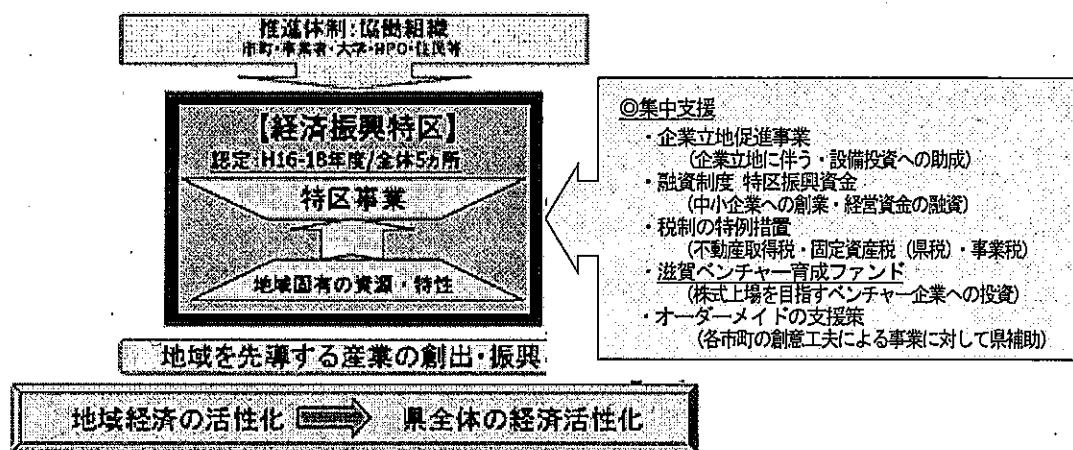


## 滋賀ベンチャー育成ファンドの事業期間の延長について

### 1. 滋賀県経済振興特別区域制度の概要（実施期間：平成16年度～平成22年度）

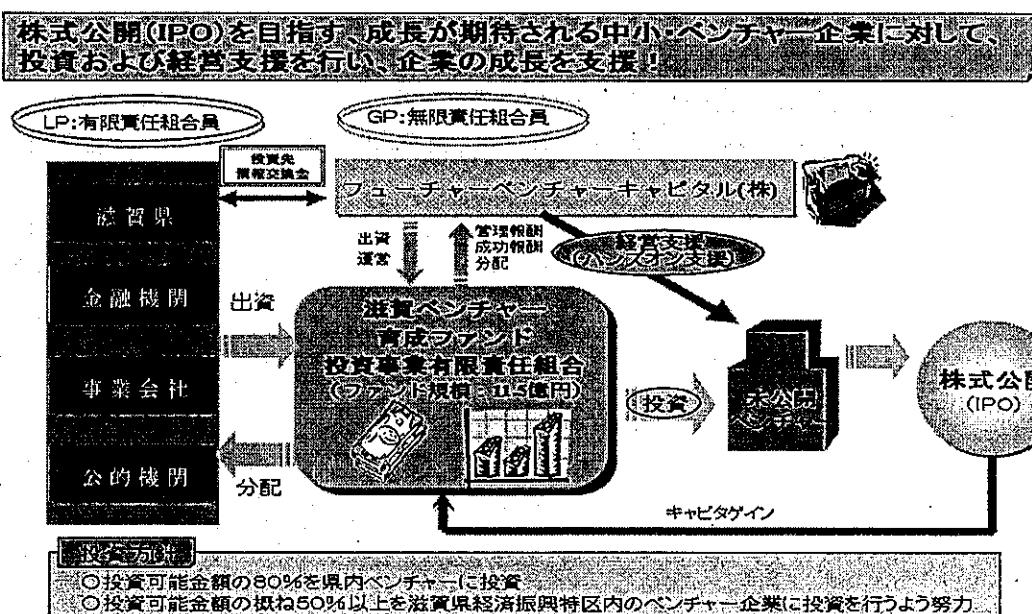
本県経済を先導する産業の創出・振興に向けて、地域の特性に応じた経済振興特別区域を設定し、市町村、事業者、大学や地域住民等が協働して実施する自発的な産業振興策に対して、「選択と集中」による幅広い経済振興の特例措置を講じ、地域経済の活性化、経済振興の促進を図ることを目的に条例を制定し実施された。



### 2. 滋賀ベンチャー育成ファンドの概要および経過

滋賀県経済振興特別区域制度の支援事業のひとつとして、県が株式上場を目指す、主に県内中小・ベンチャー企業（経済振興特区）を対象に、関係機関とともに投資を行ってきた。

#### 滋賀ベンチャー育成ファンド



- (1) 事業形態 「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に基づく投資事業有限責任組合により投資事業を行う。
- (2) 事業方針 ①投資可能金額の80%以上を県内のベンチャー企業に対し投資する。  
②投資可能金額の概ね50%以上を滋賀県経済振興特区内のベンチャー企業に投資を行うように努める。
- (3) 構成組合員 滋賀県 1.25億円  
金融機関・事業会社・投資会社・公的機関 10.25億円  
総額 11.5億円
- (4) 事業期間 平成17年7月15日から平成27年12月31日まで  
(約10年半) ※ 最大2年間の延長規定あり。
- (5) 投資実行社数 16社

### 3. 滋賀ベンチャー育成ファンドの事業期間延長の提案について

ファンドの運用を行っている投資会社(無限責任組合)フューチャーベンチャーキャピタル株式会社により、各出資者に対し、事業期間の延長についての事前相談(平成26年11月から12月に組合員に個別に説明)が行われた。

#### (1) 延長方針

・株式公開の可能性のある投資先が数社あることからファンドの事業期間の延長を行う。

※ 事業延長については、規定により最大2年間の延長が可能。  
(組合員の2/3以上の同意必要)

#### (2) 今後のスケジュール

平成27年3月末 フューチャーベンチャーキャピタルより運営案、  
期間延長についての提案。

平成27年3月末 各出資者が、運営案について回答。(書面で回答)  
平成27年3月末～4月 ファンド運営方針の決定

### 4. 事業期間延長の提案に対する滋賀県の回答について(案)

ファンド運営会社のフューチャーベンチャーキャピタル株式会社から、正式に事業期間の延長の提案があった場合は、滋賀県として事業期間の延長に同意する。